

岐阜県介護事業所内保育施設運営費補助金 Q&A

(R7 年度)

令和 7 年 6 月更新

Q-1 申請者は法人理事長か、施設長か。

法人理事長名で申請してください。

Q-2 他の運営費補助金を受けている場合も補助対象となるか。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業助成金又は雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に規定する両立支援等助成金のうち事業所内保育施設コース助成金の支給を受けている場合は、当該助成金の受給年度については、補助対象となりません。

法人が設置した保育施設を同法人内の介護事業所と病院が共同で利用している場合で、岐阜県医療福祉連携推進課所管の病院内保育所運営事業費補助金も申請する場合は、「保育士等職員数」及び「補助対象経費の実支出額」を介護事業所で勤務する職員の児童数と病院で勤務する職員の児童数の比率で按分するなどして算定したうえで、要件を満たせば補助対象となります。

Q-3 児童とは何歳までか。

小学校就学の始期に達するまでの者をいいます。

Q-4 学童保育は補助対象となるか。

補助対象外です。

Q-5 保育児童数はどのように算出するのか。

【注意事項 1】保育児童数の記入方法を参照のうえ、交付申請時は、月あたりの契約予定数を記入してください。実績報告時は、月あたりの実利用人数を記入してください。

各月において職員と保育所との間に受託契約をしており、かつ各月において 15 日以上保育した職員の児童（【注意事項 1】の（1）に該当する場合）については、1 日単位の保育時間は、職員の勤務時間に応じて、必ずしも開所時間フルでなくても構いません。

Q-6 介護職員以外の児童も補助対象となるか。

介護事業所に勤務する者であれば、介護職員以外の職員（看護師、事務職員等）の児童も対象とします（補助事業者の職員に限る）。

Q-7 職員の孫について受け入れている場合、補助対象となるか。

孫については、原則補助対象の保育児童数に含めることはできません。ただし、職員（祖父母）が、孫の保護者であり、現に監護する者である場合は、例外として対象としていただければ結構です。

Q-8 保育施設は事業所内に設置されている場合のみ補助対象となるか。

事業所内に限らず、事業所外に設置している場合も対象となります。

Q-9 法人で設置した保育施設を複数の事業所が利用できる形態の場合、補助対象となるか。

対象となります。

Q-10 複数の法人により、保育施設を共同設置した場合、補助対象となるか。

対象となります。（申請方法については、県高齢福祉課にお問い合わせください。）

Q-11 年度途中で保育施設を開設した場合、補助対象となるか。

開設月から補助対象となります（月の途中の開設の場合は、翌月分から補助対象）。ただし、開所期間が1か月に満たない場合は対象外とします。認可外保育施設の届出を提出後速やかに申請してください。

Q-12 年度途中で休止していた保育施設を再開した場合、補助対象となるか。

再開月から補助対象となります（月の途中の再開の場合は、翌月分から補助対象）。ただし、開所期間が1か月に満たない場合は対象外とします。認可外保育施設の届出を提出後速やかに申請してください。

Q-13 補助制度開始前（令和4年4月以前）から開設している保育施設は補助対象となるか。

対象となります。

Q-14 保育料を 10,000 円/月以上徴収していない場合、補助対象外か。

規則等で当該保育施設として月額 10,000 円以上（日額の場合は月額に換算）を徴収することが規定されていれば補助対象です。（本人からの徴収額は問わない。）

Q-15 補助金の支払時期はいつか。

事業完了後（実績報告提出後）の精算払いです。

Q-16 区分判定（Ⅰ～Ⅳ型）にあたっての注意点は。

「保育児童数」、「保育士等人数」、「保育時間」の全てを満たす必要があります。

Q-17 区分判定（Ⅰ～Ⅳ型）にあたっての注意点は。（保育士等職員数）

各月の「保育士等職員数」が、区分上の「保育士等人数」の値を下回らないこと。

下記例において、「保育士等職員数」の年間平均は、「4.4 人」であるが、7 月と 8 月は「3.6 人」で 4 人を下回るため、Ⅲ型ではなく、Ⅱ型となります。

○保育人員、職員配置状況

保育人員		保育士等職員数						
保育月	保育児童数	保育士		その他の職員		計		
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	合計
4 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
5 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
6 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
7 月	10.0	2.0	0.8	0.0	0.8	2.0	1.6	3.6
8 月	10.0	2.0	0.8	0.0	0.8	2.0	1.6	3.6
9 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
10 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
11 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
12 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
1 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
2 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
3 月	10.0	2.0	0.8	1.0	0.8	3.0	1.6	4.6
年間平均	10.0	2.0	0.8	0.8	0.8	2.8	1.6	4.4

区分

Ⅱ

Q-18 区分判定（Ⅰ～Ⅳ型）にあたっての注意点は。（保育児童数）

年間平均による区分の「保育児童数」を下回る月数が開所月数の 1/2 以上となる場合は、当該区分の対象外とし、下位の区分と判定します。

例：各月における保育児童数の年間の平均によって求めた数が 4.0 人以上であれば、各月において 4 人未満であっても、Ⅱ型とする。ただし、各月において 4 人未満の月が 6 か月以上（12 か月開所の場合）に達する場合は、Ⅰ型とする。

① 4～10 月（7 か月） 保育児童数 5 人

11～3 月（5 か月） 保育児童数 3 人 の場合

$$\{(5 \text{ 人} \times 7 \text{ か月}) + (3 \text{ 人} \times 5 \text{ か月})\} \div 12 \text{ か月} = 4.2 \text{ 人}$$

4 人未満の月が 5 か月間あるが年間平均が 4 人以上のため →Ⅱ型

② 4～10 月（7 か月） 保育児童数 4 人

11～3 月（5 か月） 保育児童数 3 人 の場合

$$\{(4 \text{ 人} \times 7 \text{ か月}) + (3 \text{ 人} \times 5 \text{ か月})\} \div 12 \text{ か月} = 3.6 \text{ 人}$$

年間平均が 4 人未満のため

→Ⅰ型

③ 4～9 月（6 か月） 保育児童数 5 人

10 月～3 月（6 か月） 保育児童数 3 人 の場合

$$\{(5 \text{ 人} \times 6 \text{ か月}) + (3 \text{ 人} \times 6 \text{ か月})\} \div 12 \text{ か月} = 4.0 \text{ 人}$$

年間平均が 4 人以上だが、3 人の月が 6 か月あるため

→Ⅰ型

（注）年間の平均を算出する際の端数処理については、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで求めることとする。

Q-19 提出書類への押印は必要か。

不要です。